

## 宮城県高度情報化推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、宮城県高度情報化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮城県の産・学・官・民が協力連携し、県全体の高度情報化を推進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高度情報化に関する調査研究事業
- (2) 高度情報化に関する情報提供・情報交流事業
- (3) 高度情報化に関する普及啓発事業
- (4) 高度情報化に関する人材育成事業
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、一般会員と特別会員をもって構成する。

- 2 一般会員は、協議会の目的に賛同する地方公共団体、各種団体、企業等とする。
- 3 特別会員は、協議会の目的に賛同する研究機関、学識経験者及び特定非営利活動法人等、会長が協議会の目的のため特に必要と認めた者とする。

(入退会等)

第5条 協議会に入会を希望するものは、会長が別に定める所定の申込書により、会長に必要事項を届け出なければならない。

- 2 会員は、前項の規定による届け出の内容に変更があった場合には、会長が別に定める所定の変更届により、会長に必要事項を届け出なければならない。
- 3 会員は、会長が別に定める所定の退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。
- 4 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると会長が認めた会員は、その資格を喪失する。
  - (1) 死亡（個人会員の場合）又は倒産若しくは解散（法人又は団体会員の場合）したとき。
  - (2) 所在不明若しくは音信不通又は会費を納入しないなど、会員としての活動に著しい支障があるとき。
  - (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1人

副会長 2人

監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 協議会の運営に必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回通常総会を開催する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。ただし、会長が適当と認めた場合には、書面又は電子メール(以下「書面等」という。)による開催とすることができる。

3 通常総会は、規約等の改廃、事業計画、収支予算その他協議会の活動に関する重要事項について審議する。

4 臨時総会は、前項に規定する事項も含め、特に必要とする事項について審議する。

5 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第2項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出等がなされた者」と読み替えるものとする。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、会長が別に定める所定の委任状を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決に関する事項を委任することが

できるものとし、その場合、出席した代理人を前項中の「出席者」とみなすものとする。

- 8 監事は、総会において、意見を述べることができる。
- 9 会長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 10 このほか、総会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が指名する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事会は、次の事項について協議する。
  - (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 協議会の業務に関する事項の企画・立案
  - (3) 部会の設置に関する事項
  - (4) その他必要な事項
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。ただし、幹事長が適当と認めた場合には、書面等による開催とすることができる。
- 6 幹事会においては、幹事長が議長となる。ただし、幹事長が欠席の場合は、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名する者が議長となる。
- 7 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第5項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「幹事長の指定した期日までに書面等の提出等がなされた者」と読み替えるものとする。
- 8 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、幹事長が別に定める所定の委任状を幹事長に提出することにより、会員である法人又は団体（以下「会員法人等」という。）に所属する幹事の場合は会員法人等内の他の者を、個人の場合は他の幹事を、代理人として議決に関する事項を委任することができるものとし、その場合、出席した代理人を前項中の「出席者」とみなすものとする。
- 9 幹事長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 10 このほか、幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

(部会)

第12条 専門的分野の事項を検討するため、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、構成及び運営について必要な事項は、幹事長が幹事会の議を経て別に定める。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第14条 協議会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会費については、別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、宮城県震災復興・企画部情報政策課に置く。

2 事務局に、事務局長、出納責任者及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、情報政策課長をもって充てる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立の日から平成11年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成13年度通常総会の日までとする。

附 則

1 この規約は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(役員の任期)

2 この規約の施行の前に選任された役員（監事を除く。）の任期は、改正前の第7条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。また、改正後の第6条第2項の規定により選任される役員（監事を除く。）の選任当初の任期は、同第9条第1項の規定にかかわらず、選任の日から平成27年度通常総会の日までとする。

(改正前に設置された部会の廃止)

3 この規約の施行の前に設置された部会は、改正前の第10条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日をもって廃止するものとする。